

社会福祉法人室蓬会 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蓬会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び理事長が委嘱する委員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長等とは、理事長及び常務理事をいう。
- (3) 常勤役員とは、常務理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる評議員をいう。
- (6) 理事長が委嘱する委員等とは、評議員選任・解任委員、第三者委員、特別養護老人ホームやまぶき荘入所検討委員等（以下「委員」という。）をいう。
- (7) 報酬とは、法人と委任関係にある者へ職務執行の対価として支払うものをいう。
- (8) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員等の報酬支給及び総額)

第3条 法人は、評議員に年間総額50万円の範囲内で報酬を支払うものとする。

2 委員に年間総額20万円の範囲内で報酬を支払うものとする。

(役員の報酬支給及び総額)

第4条 法人は、役員に報酬を支払うものとする。

2 全理事の報酬総額は、年間700万円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事及び評議員等の出席報酬等)

第5条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により出席報酬及び交通費を支払うものとする。

2 前項の理事には、理事長等及び施設の職員を兼務する理事（以下「兼務理事」という。）を含めないものとする。

3 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により出席報酬及び交通費を支払うものとする。

4 委員が会議に出席したときは、別表1により出席報酬及び交通費を支払うものとする。

(理事の業務報酬等)

第6条 理事（理事長等及び兼務理事を除く）が法人及び施設の運営のための業務に対しては、別表2により役員業務報酬及び交通費を支払うものとする。

2 理事長には、別表2により理事長報酬及び交通費を支払うものとする。

3 常務理事には、別表2により常務理事報酬及び職員給与規程第16条の規定を準用して通勤手当を支払うものとする。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により出席報酬及び交通費を支払うものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合、又は法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導、又は監査の業務にあたった場合は、別表2により監事監査指導報酬及び交通費を支払うものとする。

(出張及び費用弁償)

第8条 役員及び評議員並びに委員が、法人業務のため出張する場合は、旅費及び費用弁償規程により旅費等を支払うものとする。

2 法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算するものとする。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うものとする。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(理事長等の職務証跡)

第9条 理事長等は、法人職務証跡資料として、出勤簿を作成するものとする。

(報酬の支給日)

第10条 理事長等の報酬(旅費を除く。)は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、その前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員並びに委員の報酬及び交通費は、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬は、通貨をもって支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合には、指定する預金口座に振り込むものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

この規程は令和元年7月1日から施行する。

別表1 (出席報酬日額)

名称	職務	報酬	交通費
理事会出席	理事(日額)	7,000円	1.公共交通機関利用の場合は実費 2.自家用車利用の場合は1kmにつき30円
	監事(日額)	7,000円	
評議員会出席	評議員(日額)	7,000円	
	理事(日額)	7,000円	
	監事(日額)	7,000円	
委員出席	委員(日額)	7,000円	

別表2 (業務報酬等)

名称	職務	報酬	交通費
役員業務報酬	役員(日額)	7,000円	1.公共交通機関利用の場合は実費 2.自家用車利用の場合は1kmにつき30円
	理事長(月額)	80,000円	
	常務理事(月額)	300,000円	職員給与規程第16条の規定を準用
	常務理事(事務局長又は施設長等を兼ねる場合、月額)	400,000円	
	監事監査指導報酬(日額)	30,000円	